

の日です！

3. まるごとまちごとハザードマップ

まるごとまちごとハザードマップとは、地域の洪水による浸水の危険性や避難に関する情報を生活空間である“まちなか”に表示して、自然に目に入るようにすることで、日頃から防災への意識を高めようとする取り組みです。

市では、避難場所と避難所に看板を設置しているほか、電柱に最寄りの避難場所までの距離や方向、その地点の浸水想定などを示した標示板を設置しています。



4. 個別避難計画の作成を推進しています

災害時の避難支援を実効性のあるものにするため、「個別避難計画の作成」を推進しています。

個別避難計画とは、高齢者や障がい者などの自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画です。

計画の作成や避難支援を実施するには、地域の皆さまのご協力が極めて重要となります。

問い合わせ

総務部防災担当（名寄庁舎3階）

☎01654③2111（内線 3327・3382・3383）

誰もが安心できる避難所へ ～避難所運営に女性の視点を～



国は「第5次男女共同参画基本計画」において、防災の分野で「女性の視点」を取り入れるなど男女共同参画を推進しています。市でも、避難所マニュアルにおいて女性に配慮した避難所運営に努めていますのでポイントをご紹介します。

- 避難所の運営委員会には男女両方の委員を配置
- 安心して利用できる、プライバシーに配慮した授乳室や更衣室の設置
- 必要に応じた女性専用コミュニティスペースや女性専用居住スペースの設置
- 女性特有の物資（下着、生理用品）の確保と女性による配布
- トイレ、仮設風呂付近での性犯罪発生防止対策
- 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者、外国人、女性、子ども、性的マイノリティなど、多様なニーズに配慮した避難所運営など

今後、防災以外の分野でも国の基本計画に基づいた男女共同参画を推進していきます。

問い合わせ

環境生活課男女共同参画担当（名寄庁舎1階）

☎01654③2111（内線3121）

✉ny-seikatsu1@city.nayoro.lg.jp

広報 なよろ

令和6年
9月号
(No.222)

9月1日は防災の日です！

..... 2-3

まちビト

..... 4

名寄市スポーツみらい大志

プロジェクトについて

..... 5

健康ガイド

..... 6

「エコひまちゃん」通信

..... 7

名寄市自治基本条例を知っていますか

..... 8

フォトウォークを実施します

名寄・鶴岡青少年少女相互交流事業報告

..... 9

町内会連合だより

ロイヤルエクスプレスが運行します

..... 10

市営住宅定期公募のお知らせ

..... 11

フォトでお知らせ

..... 12-13

今月の手話

消費生活センター通信

..... 14

施設のお知らせ

..... 15-18

暮らしのお知らせ

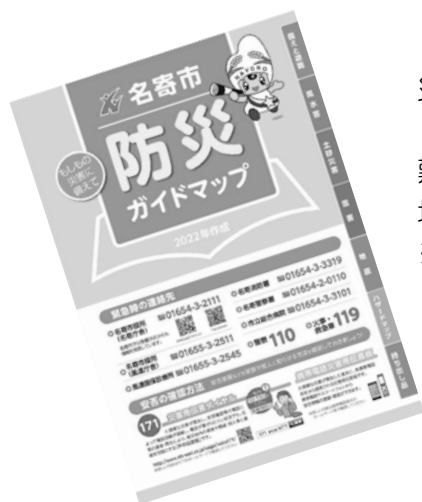
..... 19-23

9月1日は防災

大正12年9月1日に関東大震災が発生しました。これを受け、国民の一人一人が地震、台風、水害などの災害に対する防災意識を高めるべく、**9月1日を「防災の日」と決めました。**

災害は、忘れたころにやってくると言われます。大地震や水害などに対する備えはできていますか？「備えあれば憂いなし」大きな災害に直面した時、どのような行動をとるのかなど、一人一人が防災について考えてみましょう。

1. 防災ガイドマップを活用しよう！



名寄市防災ガイドマップには、災害時の被害想定区域や避難場所、各災害についての情報や日頃からの備えについて記載しています。

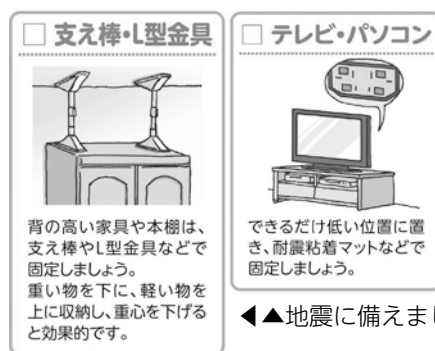
いざという時の被害を軽減するため、自宅や避難経路の浸水想定、避難場所を確認し、災害時の適切な行動につなげられるよう、ご家庭や地域での防災対策にご活用ください。

※お手元がない場合は担当までお問い合わせください。

警戒レベルと避難行動

警戒レベル	情報名	状況	市民がとるべき行動
5	緊急安全確保	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保
~~~~~ 警戒レベル4までに必ず避難！ ~~~~~			
4	避難指示	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難
3	高齢者等避難	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難
2	大雨・洪水注意報	気象状況悪化	自らの避難行動を確認
1	早期注意情報	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める

▲災害時に取るべき行動を確認しておきましょう。



◀▲地震に備えましょう。

## 2. 災害時の協定について

地震や台風、水害などによる大規模災害が発生したときに、迅速な応急・復旧対応ができるように、自治体や民間企業、団体などと災害時の応援協定を結んでいます。

市が被災した場合に、必要に応じて協定先に応援を要請することにより、協定先の自治体などからの職員派遣や、仮設トイレや日用品などの物資の提供を受けるほか、協定先の物品などについて優先的に購入することができます。

▼  
このように情報が取得できるか確認しましょう。



### ローリングストック法の実践



◀ 備蓄品を備えましょう。

▶ 停電や冬の災害にも備えましょう。

